

# 東京都助産所設備整備費補助事業実施要綱

令和5年3月31日4福保医救第1658号

## 第1 目的

本事業は、妊婦の多様なニーズに応え、身近な地域で安全・安心に出産できる環境を整備するため、分娩を取り扱う助産所（以下「分娩取扱助産所」という。）に対して、医療機器や情報通信機器等の設備整備を促進することを目的とする。

## 第2 実施主体

本事業の対象施設は、東京都内において、医療法（昭和23年法律第205号）第7条の規定に基づき許可を受けた助産所又は同法第8条の規定に基づき届出をした助産所のうち、分娩取扱助産所の開設者とする。

## 第3 事業内容

分娩取扱助産所として必要な医療機器の購入費、嘱託医師等への相談等を行うために使用する画像等が共有可能な情報通信機器等の初期経費を支援する。

## 第4 その他

この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、別途定める。

## 附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。